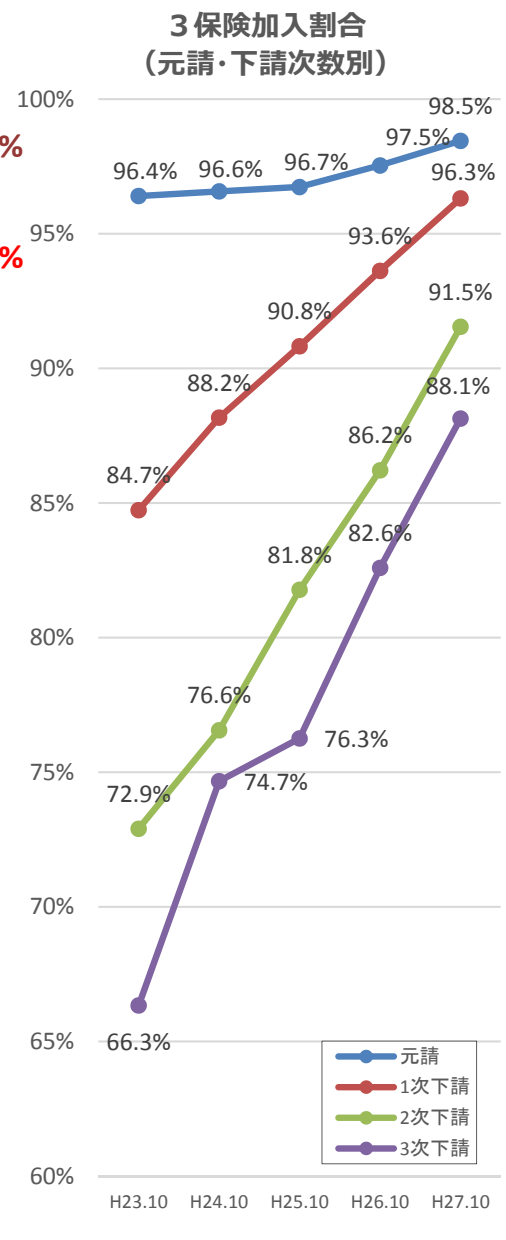
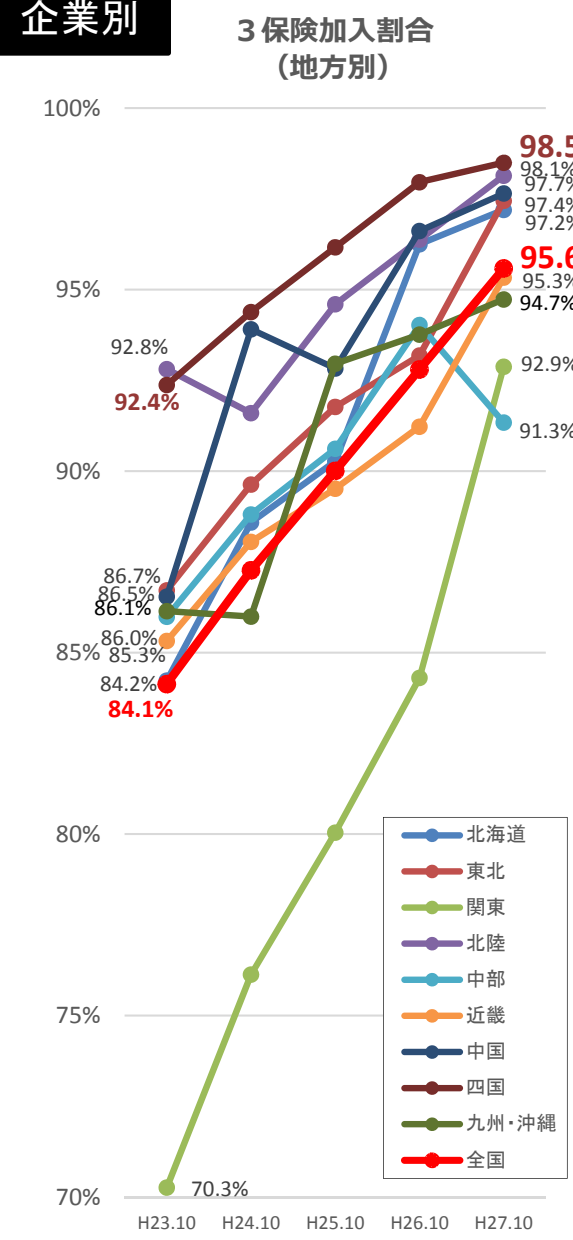


国土交通省等における取組み等

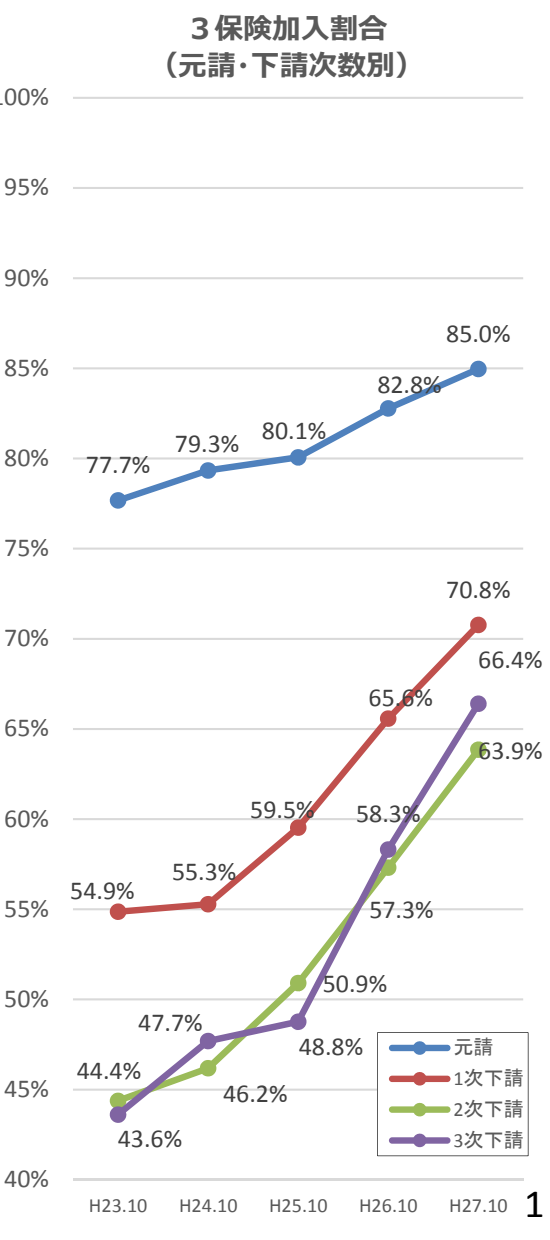
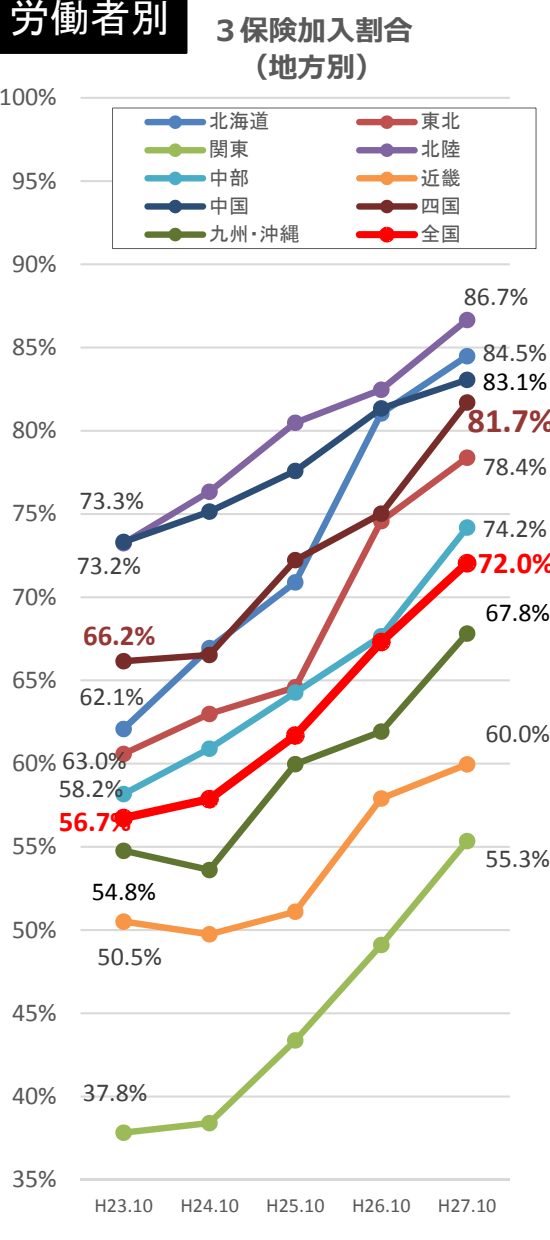
社会保険加入状況の推移(地方別、元請・下請次数別)

○ 公共事業労務費調査(平成24年～平成27年10月調査)における3保険加入状況をみると、全体的に加入割合は上昇傾向にありますが、特に労働者別の加入割合について、他地方と比較して関東が、元請企業と比較して高次の下請企業が、加入割合の低い傾向にあります。

企業別



労働者別



平成28年2月から適用する公共工事設計労務単価について

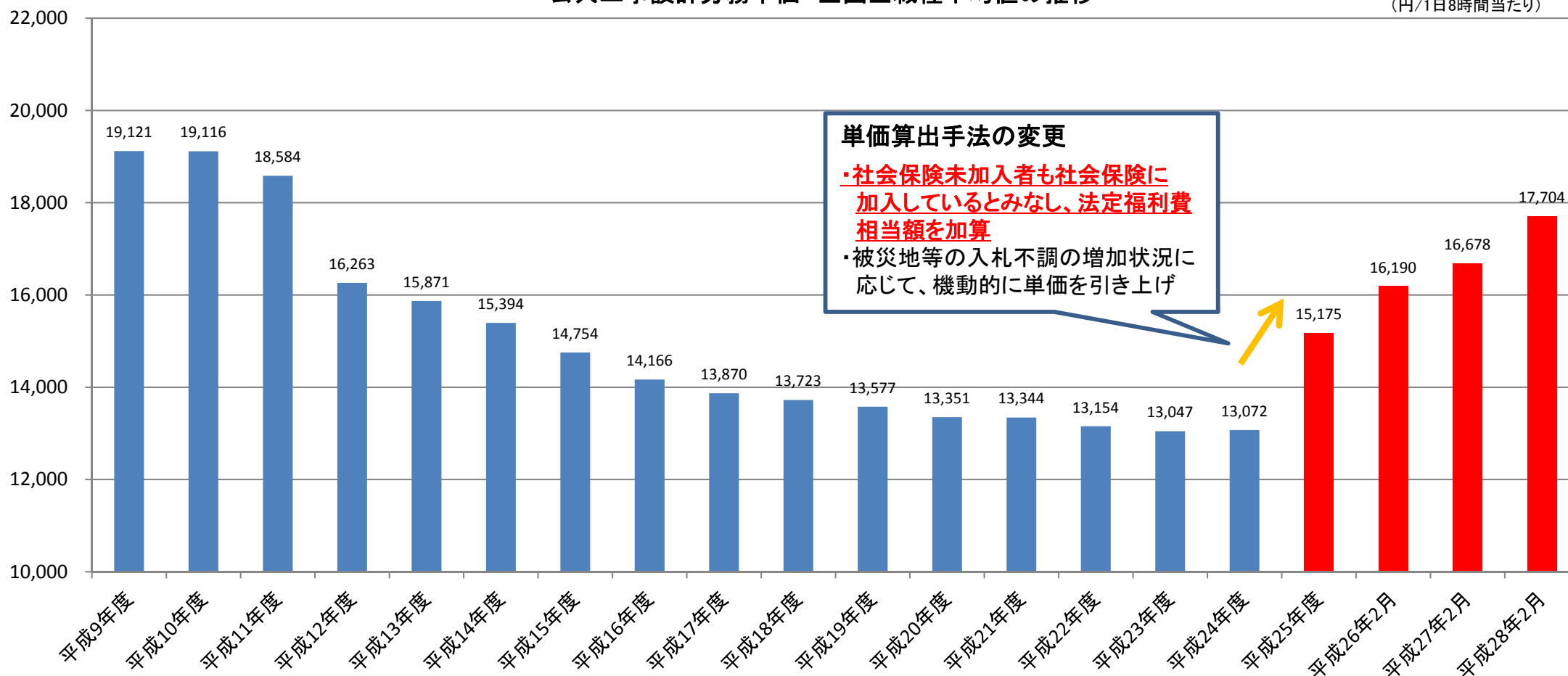
単価設定のポイント

- (1) 最近の労働市場の**実勢価格を適切・迅速に反映**
- (2) 社会保険への加入徹底の観点から、**必要な法定福利費相当額を反映**（継続）

➡ **全職種平均** 全 国（17,704円）平成27年2月比；**+4.9%**（平成24年度比；**+34.7%**）
被災三県（19,457円）平成27年2月比；**+7.8%**（平成24年度比；**+50.3%**）

公共工事設計労務単価 全国全職種平均値の推移

（円/1日8時間当たり）



注) 金額は加重平均値、伸率は単純平均値

2. 「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」の改訂について

- 建設業における社会保険の加入について、元請企業及び下請企業がそれぞれ負うべき役割と責任を明確にするため、平成24年11月に「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」を施行。
- 本ガイドラインは、平成24・25年度にかけての取組を中心に記載したものであり、本取組状況等を踏まえて必要があると認められるときは、見直し等の所要の措置を実施するとしていたところ。

検討上の課題・方向性

- 法定福利費を内訳明示した見積書の活用が十分に進んでいないことから、活用を促進するための環境整備が必要。
- 目標年次まで2年余りに迫っていることから、平成29年度以降の姿を見据えた具体的取組内容を明示するとともに、派生する課題への対応（加入状況の記載の真正性の確保、保険加入義務の潜脱を図った小規模事業主化の抑止）が必要。

改訂の主な内容

法定福利費を内訳明示した見積書提出の見積条件への明示

- 法定福利費を内訳明示した見積書の提出について、元請企業から下請企業に対する見積条件に明示することを記載（下請企業が再下請に出す場合も同様）。
- 提出された見積書を尊重し、各々の対等な立場における合意に基づいて請負金額に適切に反映することが必要であり、他の費用との減額調整を厳に慎むことを記載。

適切な保険に加入した下請企業・労働者のみからなる工事の試行的実施（モデル現場）

- 平成29年度以降を見据え、すべての下請企業を適切な保険に加入したものに限定した工事や、工事の規模等に鑑みて可能である場合にはすべての作業員を適切な保険に加入したものに限定した工事を試行的に実施することが望ましいと記載。

情報システムへの関係資料の添付による保険加入情報の記載の真正性の確保

- 保険加入状況に関する作業員名簿の記載の真正性の確保に向けた措置について、「望ましい」から「努める」に改めるとともに、情報システムにおいて関係資料を電子データで添付する方法によることを許容。

施工体制台帳・再下請通知書・作業員名簿の正確な記載による雇用と請負の明確化

- 施工体制台帳、再下請負通知書及び作業員名簿について、下請企業と建設労働者との関係を正しく認識した上で記載するよう明記。

- 平成27年1月15日 パブリックコメント実施。
- 平成27年4月 1日 改訂内容を適用。（平成27年4月1日付け一部改訂）

3. 社会保険未加入対策に関するQ & A(よくある質問)の作成

本年4月に、「社会保険未加入対策に関するQ & A(よくある質問)」を作成し、国交省のホームページにて公表。

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000080.html

国交省HP トップページ

政策情報・分野別一覧



土地・建設産業ページ



社会保険未加入対策ページ

3. 具体的対策

1 保険加入の推進

[1] 推進協議会

1) [全国協議会・ワーキンググループ](#)

2) [地方協議会\(開催実績\)](#)

[2] 加入促進計画

1) [社会保険加入促進計画の枠組み\(案\)](#)

2) [日建連社会保険加入促進計画](#) (外部リンク: 日建連)

3) [各団体が作成した保険加入促進計画\(1/3\) \(2/3\) \(3/3\)](#) (外部リンク: 第二回全)

[3] 行政実施計画

○ [建設業における保険未加入問題への行政の取り組み\(平成](#)

[4] 周知方策

1) [相談窓口](#) (外部リンク: 振興基金相談窓口)

2) [チラシ等広報媒体\(チラシ原稿\)](#)

3) 周知・広報用リーフレット・ポスター

イ. [発注者向け](#) ロ. [元請企業向け](#)

ハ. [下請企業\(専門工事業者\)向け](#) ニ. [建設業で働く方](#)

ホ. [ポスター](#)

4) [みんなで進める一人親方の保険加入\(社会保険加入にあ](#)

イ. [建設企業向け](#) ロ. [一人親方向け](#)

5) [社会保険等未加入対策について\(平成26年6月17日現在](#)

[5] [官庁官報等掲載の社会保険未加入対策について\(外部リ](#)

[6] [社会保険未加入対策に関するQ & A\(よくある質問\)](#)

Q&A(よくある質問)

社会保険未加入対策に関するQ & A(よくある質問)		
No	質問内容	回答
1	建設業における社会保険未加入対策とは何か。	建設業では、下請企業を中心に、関係法令により加入が義務付けられている年金、医療、雇用、労災保険(社会保険等)について、企業としての未加入、労働者の未加入などにより、法定福利費を適正に負担しない保険未加入企業が多数存在しています。社会保険等への未加入は、技能労働者の処遇の低下など就業環境を悪化させ、若年職業者が減少する一因となっています。そして、若年職業者の減少により、経験の積み重ねによって磨かれる技能を熟練者から若手へと継承することが困難となり、建設産業自体の持続的発展が危ぶまれることとなります。一方、法律を守らない保険未加入企業の存在によって、適正に法定福利費を負担し、人材育成を行っている真面目な企業ほどコスト高となり、競争上不利になるという歪んだ状況が生じています。こうした状況を建設業における社会保険未加入問題であり、保険未加入企業の排除に向けた取組により、建設業の持続的な発展に必要な人材の確保を図るとともに、企業間の健全な競争環境を構築する必要があります。
2	国土交通省が加入を推進している社会保険とは、	国民皆保険として法律で国民の加入が義務づけられている保険制度には、医療保険、年金保険、雇用保険、労災保険があります。これらはいずれも1人では支えきれない事の中での掛け合いリスクを国民全体で支えるための仕組みです。医療保険は、病気やけがで病室にいた場合に医療費がかかるリスクに対し、一定の自己負担だけで治療を受けられるようにするもので、健康保険や国民健康保険などがあります。年金保険は、年をとって仕事ができなくなり、収入がなくなる(リスク)に対し、一定の年齢以上になったらそれまでの加入期間に応じて毎月年金(障害を費ったときや本人が亡くなった時は障害年金や遺族年金)の給付を受けられるもので、厚生年金や国民年金などがあります。雇用保険は、失業して収入がなくなる(リスク)に対し、生活を安定させて就職活動ができるよう、一定期間、手当の給付を受けられるものです。労災保険は、業務上や通勤上の怪我(リスク)に対し、療養費用などの支給を受けられるものです。この4保険のうち、労災保険は、建設業の場合、適用として完備が一括して加入する方法が一般的ですが、医療、年金、雇用の各保

4. 「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順」の作成

本年5月に、法定福利費を内訳明示した見積書を作成する際のポイントをまとめた「作成手順」を作成し、公表及び周知。

社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン

法定福利費を内訳明示した見積書の提出について、元請企業から下請企業に対する見積条件に明示することを記載（下請企業が再下請に出す場合も同様）。

下請企業における法定福利費を内訳明示した見積書の作成

① 専門工事業団体等が作成した標準見積書の活用等により、法定福利費相当額を内訳明示した見積書を作成する

国交省HP（社会保険未加入対策ページ）に掲載された各専門工事業団体の標準見積書等を活用し、見積書を作成

② 下請企業が自ら負担しなければならない法定福利費を適正に見積り、法定福利費相当額を内訳明示した見積書を作成する

「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順」等を参考に、見積書を作成

「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順」（概要）

1. 法定福利費を内訳明示した見積書とは
2. 内訳明示する法定福利費の算出方法
 - (1) 内訳明示する法定福利費の範囲
 - (2) 法定福利費の基本的な算出方法
 - (3) そのほかの算出方法
 - (4) 適用する保険料率の考え方
 - (5) 健康保険、厚生年金保険の適用除外者であるものの取扱い
3. 法定福利費を内訳明示した見積書に関するよくある質問

5. 一人親方の社会保険加入に関するリーフレットの作成

本年5月に、一人親方の労働者性・事業者性の判断基準をわかりやすく周知するため、リーフレットを作成。
(平成25年3月に策定した判断基準の簡易版の作成)

(リーフレット抜粋)

みんなで進める「一人親方」の社会保険加入

自分自身で、会社を通じて、「一人親方」も、社会保険への加入が求められます。

病気やけが、退職、老後の生活などに対応するため、全国民が加入する権利と義務をもつ社会保険制度が設けられています。建設業に従事する「一人親方」も、その働き方に応じた加入が法令で義務づけられています。

事業者としての働き方か、労働者としての働き方か、「一人親方」としての状況を見極めて社会保険加入を進めてください。



どちらの働き方ですか？

1

請負としての働き方に近い「一人親方」

たとえば、仕事を依頼されている会社から・・・

- ・仕事が早く終わった後、予定外の仕事を頼まれたとしても断る自由がある
- ・毎日の仕事量や進め方などは一任されており、自分の裁量で判断できる
- ・工事の出来高見合いで報酬が支払われる

事業主として、個人で社会保険（国民健康保険（組合）、国民年金）に加入すればよい可能性が高いです。

2

労働者としての働き方に近い「一人親方」

たとえば仕事を依頼されている会社から・・・

- ・仕事が早く終わった後、予定外の仕事を頼まれたとしても断る自由がない
- ・毎日、細かな指示、具体的な指示を受けて働く
- ・一日当たりの単価など働いた時間により報酬が支払われる

（一人親方）仕事を依頼されている会社の社会保険に加入すべき場合があります！
（企業）自社の従業員として、社会保険に加入させなければならない場合があります。

本年9月に、中小建設企業に向け、マイナンバー制度の概要や、導入に向けて事業者が準備・対応すべき点、建設業ならではのマイナンバー対応の留意点等について、わかりやすく解説したマニュアルを作成。(建設業振興基金)

マイナンバー制度が始まります！

中小建設企業のための マイナンバー 対応マニュアル

監修 ● 社会保険労務士法人エール

編著発行 ● 一般財団法人建設業振興基金

★中小建設企業の方々が、マイナンバー制度の概要や導入に向けて、準備・対応しなければならないこと、また、建設業ならではのマイナンバー対応の留意点等について、わかりやすく解説した関係者必携の図書！

第1章 マイナンバー制度の概要

- 1 マイナンバー(個人番号)とは
- 2 番号法の目的と企業に求められること
- 3 企業実務とのかかわり
- 4 罰則の対象となる行為と法定刑

第2章 制度導入に向けての全体スケジュールと準備

- 1 マイナンバー制度開始前の準備
- 2 従業員への周知
- 3 マイナンバー利用目的の通知
- 4 マイナンバーに関する従業員研修

第3章 マイナンバーの取扱いと番号取得時の本人確認

- 1 既存従業員からのマイナンバーの取得
- 2 事業者支店とグループ会社の取扱い
- 3 取引先からのマイナンバーの取得

第4章 マイナンバーの安全管理措置

- 1 安全管理措置
- 2 委託先の体制確認、監督
- 3 マイナンバーの管理
- 4 マイナンバーの削除廃棄

第5章 建設業におけるマイナンバー対応の留意点

6. 「中小建設企業のためのマイナンバー対応マニュアル」(建設業振興基金)

建設業におけるマイナンバー対応の留意点(社会保険関係)

平成28年1月から、「社会保障」、「税」、「災害対応」の行政手続でマイナンバーが必要

1. 建設業における主な留意点

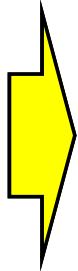
- 
- ① 個人事業主等の小規模事業者であっても、労働者を雇用する以上は、当該労働者(パート、日雇労働者など短期雇用者も含む)からマイナンバーを取得し、適切に管理する必要がある
 - ② 源泉徴収義務のない「請負契約」を、個人事業主と締結する場合は、支払調書の作成義務がないため、当該事業主からマイナンバーを取得する必要はない

2. 税務調査における一人親方

これまでの税務調査

- ・ 年金事務所は自ら保有するデータと、国税庁など他の行政機関から提供を受けたデータを突合させて、加入指導対象となる未加入企業の特定を進めてきた
- ・ 税務調査では「請負と雇用」の判断が焦点であり、請負関係にある者が労働者と判断されると、源泉徴収の対象となり、所得税・消費税の是正がなされる
- ・ ただし、そこから年金事務所と連携し、社会保険加入指導に及ぶことはあまりなかった

マイナンバー導入後

- 
- ・ 従業員に給料を支払っているのに社会保険料を納めていない企業の割り出しや、法人番号とマイナンバーの利用で従業員単位での加入状況確認が容易になる
 - ・ 税と社会保障を「横断的」に管理する制度のため、今後は連携した対応が可能
 - ・ 税務面では「雇用」だが、社会保障面では「請負」という一貫性のない取扱いが是正されていくものと思われる

7. 社会保険等未加入対策に係る地方キャラバンについて

本年5月～8月に全国10箇所(各地方整備局のブロック毎に1箇所)にて説明会を開催し、社会保険未加入対策に係る施策の周知及び意見交換を実施した。建設業関係団体・企業や行政関係者等、約2,500名が参加。

1. 実施概要

日付	場所	参加者数	
		業界	行政
5月29日	北海道開発局	154名	46名
6月22日	東北地方整備局	170名	46名
6月25日	沖縄総合事務局	147名	72名
6月29日	関東地方整備局	426名	219名
7月2日	中国地方整備局	118名	74名
7月6日	九州地方整備局	126名	71名
7月7日	北陸地方整備局	125名	35名
7月9日	中部地方整備局	120名	80名
7月13日	四国地方整備局	125名	48名
8月10日	近畿地方整備局	158名	97名



2. 当日の説明内容

- ①社会保険等未加入対策の推進に関する最近の取組
- ②建設業許可行政庁による社会保険加入指導の前倒し
- ③国土交通省直轄工事における更なる社会保険等未加入対策
- ④建設業の人材確保・育成、安全対策 等
- ⑤(地方公共団体に対して、登録基幹技能者制度の総合評価
落札方式での活用を要請)

3. フロアからの声

- 下請も社会保険加入に関する意識が高まり、標準見積書(法定福利費を内訳明示した見積書)の提出を進めているので、元請はしっかりと法定福利費を流してもらいたい。
- 行政庁の保険加入指導を徹底して、不公平な競争環境をなくしてもらいたい。

8. 法定福利費セミナーの実施について

- ・ 法定福利費に関する考え方や算出方法等の基本的内容の習得と、法定福利費を内訳明示した見積書の作成能力向上を図るため、主に専門工事業者を対象に建設業会計・経理実務等に関する研修会を実施。
- ・ 本年10～12月に全国10箇所(各地方整備局のブロック毎に1箇所)にて開催し、約1,000名が参加。
- ・ セミナーの主な説明内容は、以下のとおり。
 - ①いまなぜ社会保険への加入が求められているのか
 - ②社会保険加入と元請・下請企業の役割と責任
 - ③未加入業者や労働者は現場に入れなくなるのか
 - ④法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順等

日 付	場 所		参加者数
10月23日	広島市	広島YMCA	44名
10月29日	福岡市	福岡商工会議所	112名
11月13日	仙台市	フォレスト仙台	84名
11月16日	東京都	浜離宮建設プラザ	170名
11月19日	高松市	高松商工会議所	55名
12月 1日	新潟市	新潟県建設会館	74名
12月 4日	大阪市	エルおおさか	163名
12月 7日	名古屋市	愛知建設業会館	90名
12月10日	札幌市	道民活動センター	78名
12月18日	那覇市	沖縄産業支援センター	約70名(予定)

9. 法定福利費の確保に向けた検討

法定福利費の確保の現状

法定福利費を内訳明示した見積書の活用により、法定福利費を確保する取組を推進しているところ。
しかし、同見積書を活用した場合であっても、法定福利費の契約段階での扱いや実際の支払い等の手続きについて明確化する必要がある。

検討の方向性

法定福利費とその見積り・契約・支払いについて、その法的位置づけを整理するとともに、必要な法定福利費の確保を担保するための方策や、標準的な手続きの明確化に向けた検討を行う。

法定福利費に関する調査研究会の設置

構成員：学識経験者、業界関係者

設置期間：2015年12月～2016年3月（第1回 12月7日）

事務局：一般財団法人建設産業経理研究機構（国交省委託事業）

検討項目（予定）

1. 法定福利費に関する法的位置づけの整理
2. 見積り・積算における法定福利費の位置づけ
3. 法定福利費の会計処理方法
4. 法定福利費の法的性格を踏まえた支払実務の検証
5. 社会保険加入率を上げていくための方策の検討

今後の社会保険加入状況の把握について

今後の社会保険加入状況の把握について

平成27年度内

○「公共事業労務費調査(平成27年10月調査)」結果公表

- ・ 公共事業における企業別・労働者別の社会保険への加入状況の把握

平成28年 4月～

○民間工事における社会保険加入状況に関する調査の実施

- ・ 民間工事における企業別・労働者別・地域別等の社会保険への加入状況等の把握

○各団体等で自主的に実施している社会保険加入状況の調査結果の収集

平成28年 秋頃

「平成27年 下請取引実態調査」結果公表

- ・ 社会保険への加入状況、法定福利費を内訳明示した見積書の活用状況等の把握

平成28年度内

「公共事業労務費調査(平成28年10月調査)」結果公表

- ・ 公共事業における企業別・労働者別の社会保険への加入状況の把握

目標年度到来を前に、
社会保険への加入状況
を総括的に把握し、
更なる対策を検討

国土交通省直轄工事における 更なる社会保険等未加入対策

国土交通省直轄工事における更なる社会保険等未加入対策

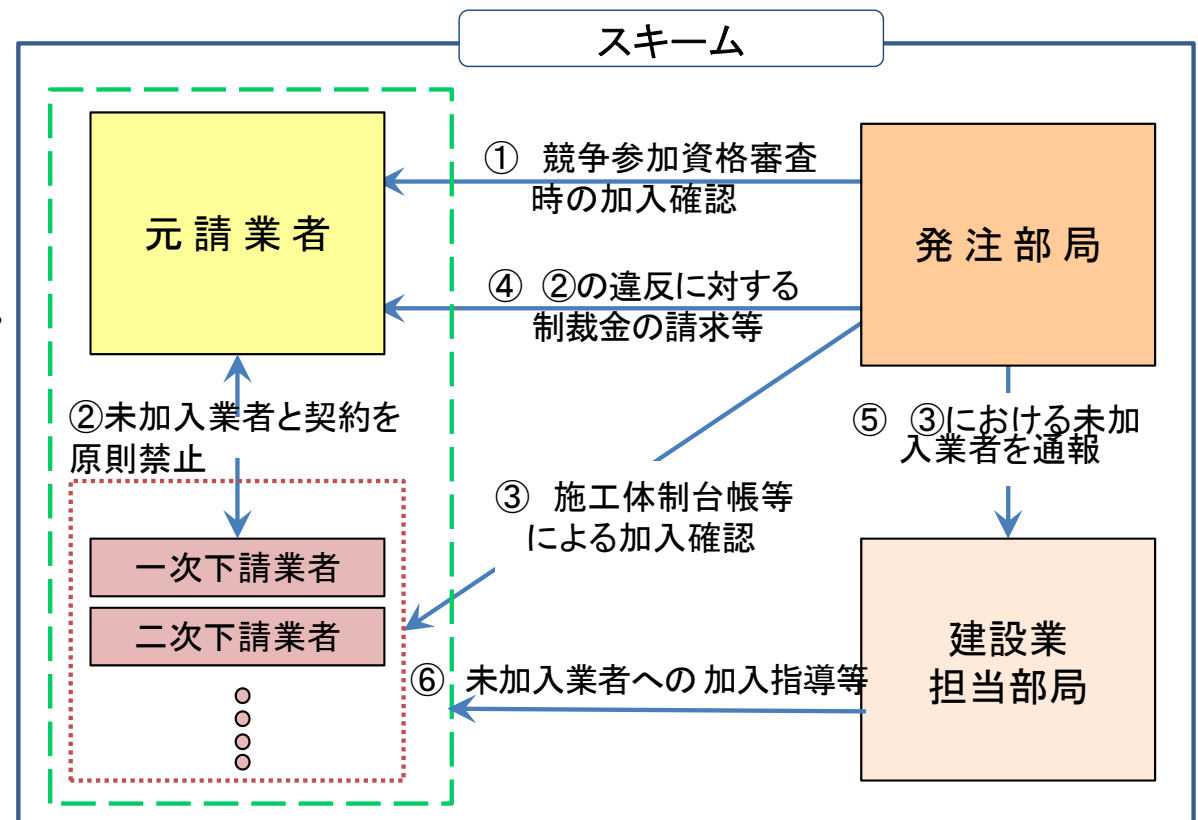
これまでの取組

平成26年8月1日以降に入札公告を行う国土交通省直轄工事においては、

- ・社会保険等(健康保険、厚生年金保険及び雇用保険)に未加入の者については、競争参加資格を認めない。
- ・施工体制台帳の作成・提出が義務付けられている下請代金の総額が3,000万円以上の工事の一次下請業者(※ 建築一式工事の場合は4,500万円)については、社会保険等加入業者に限定する。

などの措置を講じていたところ。

- ①競争参加資格審査時に保険加入状況を確認し、未加入の元請業者の資格を認めない。
- ②未加入の一次下請業者との契約を原則禁止。
- ③施工体制台帳等で全ての下請業者の保険加入状況を確認。
- ④未加入の一次下請業者と契約したことが判明した場合の措置を実施。(元請業者への制裁金の請求等)
- ⑤全ての未加入業者を発注部局から建設業担当部局に通報。
- ⑥建設業担当部局において未加入業者(二次下請以下も含む。)への加入指導等を引き続き実施。



国土交通省直轄工事における更なる社会保険等未加入対策

【公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の改正】

平成27年4月1日以降に契約を締結する公共工事のうち、下請契約を締結する全ての工事において元請業者による施工体制台帳の作成と発注者への提出が義務化（改正法第15条関係）

・ 法施行を踏まえ、平成27年度から以下の2つの対策を実施

①建設業担当部局への通報の対象範囲の拡大

従前の対策

下請金額の総額が3,000万円以上の工事(※)において、施工体制台帳を通じて、社会保険等未加入の事実を確認した場合、建設業担当部局に通報

平成27年度からの対策

下請金額の総額にかかわらず、本年4月1日以降に契約を締結する全ての工事において、施工体制台帳を通じて、元請・下請を問わず社会保険等未加入の事実を確認した場合、建設業担当部局に通報

②元請業者と社会保険等未加入業者との一次下請契約締結の禁止措置の対象範囲の拡大(試行)

現行の対策

下請金額の総額が3,000万円以上の工事(※)において、元請業者の社会保険等未加入業者との一次下請契約の締結を禁止

平成27年度からの対策

本年8月1日以降に入札公告を行う工事で、下請金額の総額が3,000万円未満のもの(※)も、左記の措置の拡大を試行

※建築一式工事については、総額4,500万円

社会保険等未加入業者対策状況に関する調査結果

調査対象日：平成27年8月1日現在

(1) 中央公共工事契約制度運用連絡協議会(31機関：中央省庁13機関、特殊法人等18機関)

- 競争参加資格審査等において限定している29機関
(個別の発注工事における競争参加資格審査等において限定している機関を含む) **【+7】**
- 検討中(実施時期未定)2機関

(2) 地方公共工事契約業務連絡協議会(67機関：都道府県47機関、政令市20機関)

- 競争参加資格審査等において限定している55機関
(個別の発注工事における競争参加資格審査等において限定している機関等を含む) **【+9】**
- 今後実施予定又は検討中(実施時期未定)12機関

※【 】内は、平成26年11月7日時点との増減比較

建設業許可行政庁による社会保険等 未加入業者への加入指導状況

1. 加入指導状況(平成27年9月現在)

平成24年11月から平成27年9月までの社会保険等の加入指導状況は以下のとおり			【以下参考(27年3月時点)】
○これまでに確認した申請等件数	・	373,423件	(310,413件)
・申請等件数のうち既に参加していた件数	・	326,661件	(271,236件)
・申請等件数のうち未参加であったため、指導を受けた件数	・	46,762件	(39,177件)
【指導を受けた件数の内訳】			
加入した件数	・	16,479件	(13,710件)
加入しなかったため社会保険等担当部局へ通報した件数	・	21,321件	(18,080件)
指導中又は参加確認待ちの件数	・	8,962件	(7,387件)

2. これまでの取り組み

- 国土交通省及び47都道府県では、建設業法に基づく建設業者で、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険(以下「社会保険等」という。)への未加入業者を対象に、平成24年11月から社会保険等への参加を強く指導してきており、平成29年度までに建設業者の社会保険等の参加率が事業者単位で100%の目標を達成するため以下の取り組みを行っている。
- 建設業法施行規則、告示の改正(平成24年5月)
 - ・建設業の許可申請書及び施工体制台帳の記載事項に「健康保険等の参加状況」を追加
 - ・経営事項審査申請書の評価項目を各保険毎に細分化し減点幅を拡大
 - 社会保険参加状況の把握、確認・指導等(平成24年11月より)
 - ・建設業許可部局における建設業許可・更新申請及び経営事項審査申請並びに立入検査時に参加状況を確認し未加入業者に対し参加指導を実施
 - ・参加指導に従わない未加入業者は厚生労働省の社会保険等担当部局へ通報
 - 建設業法に基づく「監督処分基準」の改定(平成24年10月)
 - ・指導に従わない未加入業者に対する監督処分基準を改定
 - 国土交通省直轄工事における発注者と建設業所管部局が連携して行う社会保険等未参加対策に関する指導
 - ・平成26年8月より、国土交通省直轄工事において、発注部局が元請業者及び下請代金の総額が3千万円以上の工事における全ての下請業者の参加状況を確認し、未参加業者である場合には建設業所管部局が参加指導を実施
 - ・平成27年3月に通知を改正し、下請金額の総額にかかわらず、本年4月1日より全ての工事に対象範囲を拡大
 - H27年11月～社会保険参加指導の前倒し
 - ・現在、許可更新時に行っている保険の参加指導について、平成28年1月以降に更新期限を迎える許可業者に対しては、前倒しで指導を実施

建設業許可部局による社会保険等加入指導状況及び厚生労働省保険担当部局への通報状況
(平成24年11月～平成27年9月まで)

「申請等件数」：建設業許可部局に申請した建設業の許可申請及び経営事項審査の申請並びに建設業許可部局による立入検査の合計件数。
「既加入件数」：「申請等件数」のうち、既に社会保険等に参加していた建設業者の件数。
「指導件数」：「申請等件数」のうち、社会保険等に未加入であった建設業者を建設業許可部局が加入指導した件数。
「加入件数」：「指導件数」のうち、社会保険等に参加した建設業者の件数。
「通報件数」：「指導件数」のうち、建設業許可部局が行った、原則2回の社会保険等加入指導に従わなかった建設業者を厚生労働省保険担当部局に通知した件数。
「加入確認待ち件数」：「指導件数」のうち、指導後、一定猶予期間が経過していない等の理由により加入の確認ができていない建設業者の件数。

	申請等			指導		加入		通報		加入確認待ち	
	申請等 件数	既加入 件数	既加入率	指導件数	指導率	加入件数	加入率	通報件数	通報率	件数	比率
	(a)	(b)	(b)/(a)	(c)	(c)/(a)	(e)	(e)/(c)	(f)	(f)/(c)	(d)=(c)-(e)-(f)	(d)/(c)
北海道・東北	47,756	43,430	(90.9%)	4,326	(9.1%)	1,480	(34.2%)	1,754	(40.5%)	1,092	(25.2%)
関東	105,443	82,344	(78.1%)	23,099	(21.9%)	7,514	(32.5%)	10,831	(46.9%)	4,754	(20.6%)
北陸	17,249	16,227	(94.1%)	1,022	(5.9%)	524	(51.3%)	354	(34.6%)	144	(14.1%)
中部	40,891	35,027	(85.7%)	5,864	(14.3%)	1,632	(27.8%)	3,004	(51.2%)	1,228	(20.9%)
近畿	69,806	62,543	(89.6%)	7,263	(10.4%)	2,720	(37.5%)	3,443	(47.4%)	1,100	(15.1%)
中国	24,367	22,981	(94.3%)	1,386	(5.7%)	584	(42.1%)	584	(42.1%)	218	(15.7%)
四国	14,319	13,752	(96.0%)	567	(4.0%)	334	(58.9%)	182	(32.1%)	51	(9.0%)
九州・沖縄	53,592	50,357	(94.0%)	3,235	(6.0%)	1,691	(52.3%)	1,169	(36.1%)	375	(11.6%)
合計	373,423	326,661	(87.5%)	46,762	(12.5%)	16,479	(35.2%)	21,321	(45.6%)	8,962	(19.2%)
大臣	11,967	11,937	(99.7%)	30	(0.3%)	24	(80.0%)	2	(6.7%)	4	(13.3%)
知事	361,456	314,724	(87.1%)	46,732	(12.9%)	16,455	(35.2%)	21,319	(45.6%)	8,958	(19.2%)

健康保険・厚生年金保険に係る地方整備局等からの
通報に基づく適用促進の実施状況（ブロック本部別）

（平成27年9月末総計）

ブロック本部名	① 通報件数	対 応 状 況			⑤ 引き続き対応を行っ ている件数 ①-(②+③+④)
		② 既に適用済み	③ 適用対象外	④ 適用に至った	
北海道	796	138	27	283	348
東北	1,131	285	78	489	279
北関東・信越	4,329	814	154	1,257	2,104
南関東	5,450	1,050	225	1,648	2,527
中部	2,757	360	197	856	1,344
近畿	2,553	638	196	732	987
中国	510	104	42	239	125
四国	157	22	30	89	16
九州	847	134	176	380	157
全国計	18,530	3,545	1,125	5,973	7,887

(注1) 平成24年11月～平成27年9月末までの通報件数及び対応状況件数を計上
(注2) ②欄については、①の通報があった時点において、事業主から自主的な届出等によって適用事業所等と確認できた件数を計上
(注3) ③欄については、適用対象外であることが判明した件数を計上
(注4) ④欄については、加入指導等を行った結果、適用に至った件数を計上
(注5) ⑤欄については、対応済みを除いたもので、引き続き、対応を行っている件数を計上

※雇用保険に関しては、9月末集計は行っていない。